

令和元年第3回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回臨時会
2	開会	令和元年5月20日
3	閉会	令和元年5月20日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	8件（うち議員提出 3件）
7	議決の状況	(1)原案可決 3件 (2)原案承認 5件
8	その他	傍聴者 1名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和元年 第3回南幌町議会臨時会 会議録

令和元年 5月20日(月)
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	内 田 恵 子	2 番	佐 藤 妙 子
3 番	熊 木 恵 子	4 番	西 股 裕 司
5 番	志賀浦 学	6 番	本 間 秀 正
7 番	石 川 康 弘	8 番	菅 原 文 子
9 番	川 幡 宗 宏	10 番	木 村 修 治
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1 番	内 田 恵 子	2 番	佐 藤 妙 子
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会長	山 下 義 昭	監 査 委員	角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保健福祉課長	佐 藤 由美子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都市整備課長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長)	小 林 史 典
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。本日をもって召集されました令和元年第3回南幌町議会臨時会を開会いたします。本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

1番 内田 恵子議員。2番 佐藤 妙子議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は5月20日、本日1日限りといたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月20日、本日1日限りといたします。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成31年2月分及び3月分の例月出納検査の検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南幌町一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第28号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年度南幌町一般会計補正予算(第8号)であり、歳入では地方消費税交付金、特別交付税、国庫支出金等の最終確定に伴う精査、歳出は子育て世代住宅建築費助成事業、保育所運営補助事業等の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,205万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,525万2,000円とするものです。詳細につきましては副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第28号 専決処分書の平成30年度南幌町一般会計補正予算(第8号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。12ページをぐらんください。

2款総務費1項4目企画振興費、補正額700万円の減額です。子育て世代住宅建築費助成事業で、住宅建築費助成金を減額するもので、平成30年度の助成実績は7件、1,300万円となっています。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額185万円の減額です。社会福祉総務費で、あったか灯油支給事業の確定によるものです。支給実績は決定件数325件、支給総額は325万円となったところです。

次に、2項3目保育所費、補正額320万6,000円の減額です。保育所等運営補助事業で、入所児童数の減少により、保育施設等給付費を減額するものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、並びに12款災害復旧費4項1目学校施設災害復旧費、及び5項1目公共施設公用施設災害復旧費については、補正額はありません。それぞれ財源内訳を変更するものです。

歳入の説明を行います。9ページをごらんください。

2 款地方譲与税 2 項 1 目自動車重量譲与税、補正額 1 9 7 万 6, 0 0 0 円の減額です。6 款地方消費税交付金 1 項 1 目地方消費税交付金、補正額 1, 3 8 8 万 5, 0 0 0 円の追加です。8 款自動車取得税交付金 1 項 1 目自動車取得税交付金、補正額 1 4 2 万円の追加です。それぞれ確定によるものです。

1 0 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税、補正額 4, 5 2 8 万 5, 0 0 0 円の追加です。特別交付税の確定によるもので、昨年の大雨等災害復旧対策経費が増額の要因と考えます。これにより特別交付税の交付総額は 3 億 8, 5 2 8 万 5, 0 0 0 円となります。次ページにまいります。

1 2 款分担金及び負担金 2 項 1 目民生費負担金、補正額 4 万 3, 0 0 0 円の減額です。3 節保育所費負担金で入所児童数の減少による保育料の減です。

1 4 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 2 8 8 万 8, 0 0 0 円の追加です。8 節児童福祉費国庫負担金で子供のための教育保育給付費負担金の補助率改定によるものです。

2 項 4 目土木費国庫補助金、補正額 7 5 6 万円の減額です。1 節社会資本整備国庫補助金で交付金の確定によるものです。

1 5 款道支出金 1 項 1 目民生費道負担金補正額、1 8 6 万 1, 0 0 0 円の減額です。1 0 節児童福祉費道負担金で子供のための教育保育給付費負担金の補助率改定によるものです。次ページにまいります。

1 6 款財産収入 2 項 3 目出資金返還金、補正額 1 万 5, 0 0 0 円の追加です。1 節出資金返還金で、町が所有する旧京北町の山林売却に伴う京北森林組合出資金の返還です。

1 7 款寄附金 1 項 1 目一般寄附金、補正額 9 万円の追加です。町の退職職員 3 名からの寄附金です。

1 8 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 6, 4 3 0 万 1, 0 0 0 円の減額です。最終の財源調整を行うもので、これにより平成 3 0 年度末基金残高は 8 億 1, 3 1 3 万 4, 0 0 0 円となります。

2 0 款諸収入 5 項 5 目雑入、補正額 1 0 万 2, 0 0 0 円の追加です。昨年の台風 2 1 号被害による全国町村会建物災害共済金です。

以上、歳入歳出それぞれ 1, 2 0 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、補正後の総額を 5 5 億 4, 5 2 5 万 2, 0 0 0 円とするものです。以上で、議案第 2 8 号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて、(平成 3 0 年度南幌町一般会計補正予算(第 8 号))は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程 5 議案第 2 9 号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 2 9 号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する必要が

議 長
税務課長

あるため本案を提案するものです。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。税務課長。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例制定）について御説明いたします。地方税法等を改正する法律等が3月29日に公布され、原則として4月1日施行に伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めるものでございます。今回の地方税法等の一部改正により、町税条例等の改正を3条立てとしております。

第1条による改正は、町税条例の改正で、主な改正点は、個人町民税の住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充、申告要件の廃止、その他、関係法令の改正に伴う条文規定の整備が含まれた内容でございます。

第2条による改正は、平成29年の町税条例等の一部を改正する条例の改正で、主な改正点は軽自動車税の環境性能割に係る関係法令の改正に伴う条文規定の整備でございます。

第3条による改正は、平成30年の町税条例等の一部を改正する条例の改正で主な改正点は法人町民税の大法人に対する申告書等の提出方法の柔軟化、その他、関係法令の改正に伴う条文規定の整備でございます。

それでは、別途配布しました議案第29号資料、町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第1条による改正でございます。1ページの附則第7条の3の2は個人の町民税の住宅借入金特別借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除制度に関する規定で第1項では特別取得をした場合の控除期間を平成43年度から平成45年度までに拡充するものでございます。旧条例第2項は住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止することに伴い、規定を削除。続いて、2ページの新条例第2項につきましては、附項の削除に伴い繰り上げ規定の整備を行うものでございます。

続いて、第10条の2は附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、固定資産税の課税標準に係るものですが、法改正に伴う引用条項及び字句の整備でございます。

続いて、3ページ、第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の税額が減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、第6項は幅の広い高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定を追加するものでございます。次の第7項から5ページの第13号につきましては項の追加に伴う項の繰り下げ、及び法改正に伴う引用条項の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、第16条は軽自動車税の税率の特例に関する規定で第1項はグリーン化特例について税率を重くする重課を平成31年度に限ったものとし、旧条例の第2項から第4項は平成29年度分の税率を軽減する経過の規定を削除するものでございます。7ページの第2項から次ページ、第4項は項の削除に伴う項の繰り上げ、及び法改正に伴う引用条項等所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、第16条の2は軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定で、先ほどの第16条の項を削る改正に伴い、引用項を改めるものでございます。

続きまして、9ページ、第2条による改正で町税条例等の一部を改正する条例の改正について御説明申します。平成29年の町税条例の制定附則改正を改めるものでございます。第15条の2から次ページ第15条の6は条番号を整理するものでございます。第15条の6第2項につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定で、当分の間の字句を加えるものです。

第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、法改正に伴い字句を改めるものでございます。

続いて、11ページ、第3条による改正で町税条例等の一部を改正する条例の改正について御説明します。平成30年の改正条例の第1条でございます。第48条は法人の町民税の申告納付に関する規定で法改正に伴い大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化、及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の猶予措置に係る規定。下段、第13項から次ページ第17項までを加え、引用条項等所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第1条第4号、14ページ、第2条第3項は先ほどの第48条の項を加える改正に伴い、引用項を改めるものでございます。

続きまして、15ページ、改正附則でございます。

附則第1条は施行期日を規定するものでございます。

附則第2条は町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

附則第3条は固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

附則第4条は軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第29号 町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程6 議案第30号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第30号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 議案第30号 町税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。このたびの町税条例の一部改正は、3月29日に公布された地方税法等の一部改正で、6月1日以後に施行される規定について行うものでございます。地方税法等の一部改正により、町税条例の改正を施行期日等の関係から3条立てとしております。

第1条の主な改正は、個人の町民税に係る特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする改正等の規定の整備でございます。

第2条の主な改正は、個人の町民税に係る申告書記載事項の簡素化等の規定整備、軽自動車税の環境性能割に係る非課税とする臨時的軽減、賦課徴収の特例経過の新設に伴う規定の整備でございます。

第3条の主な改正は、個人の町民税の非課税の対象に単身児童扶養者を追加、

軽自動車税における令和4年度分及び令和5年度分の経過の対象を電気軽自動車等に限定する規定の整備でございます。

それでは、別途配布しました議案第30号資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第1条の改正でございます。第34条の7は寄附金税額控除に関する規定で、法改正に伴い特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金と改めるもので、基準に適合するふるさと納税に係るものでございます。

続いて、制定附則2ページの第7条の4は寄附金税額控除における特例控除額の特例に関する規定で、法改正に伴い引用条項を改めるものでございます。第9条及び第9条の2は個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に関する規定で、法改正に伴い申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする規定及び字句等の整備でございます。

続きまして、4ページ、第2条による改正について御説明します。第36条の2は、町民税の申告に関する規定で、第7項は法改正に伴い令和2年1月1日からの申告書記載事項の簡素化に係る規定を追加するものでございます。第36条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、法改正に伴い単身児童扶養者に係る扶養親族申告書記載事項を第3号として追加する規定でございます。

続いて5ページ、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、第36条の3の2と同様に法改正に伴い、単身児童扶養者に係る扶養親族申告書記載事項を第3号として追加する規定でございます。第2項から次ページ第4項は引用条項を改めるものでございます。

第36条の4は町民税に係る不申告に関する過料に関する規定で、法改正に伴う引用条項及び字句の整備等でございます。

続きまして附則ですが、下段の第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、法改正に伴い、令和元年10月1日から非課税とする臨時的軽減の規定を追加するものでございます。

続いて7ページ、附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、法改正に伴う環境性能割について、北海道が賦課徴収を行うこととされ、北海道の指定する環境性能割と同様の取り扱いとなることが必要なことから、北海道の例による規定を第2項から第4項として追加するものでございます。

続きまして、8ページ、第15条の3及び第15条の3の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例に関する規定で、環境性能割の非課税減免についても北海道が行うことに伴い、規定を整備するものでございます。

続いて、下段、第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定で、法改正に伴い税率を1%減とする臨時的軽減規定を追加するものでございます。

続いて9ページ、第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、法改正に伴い令和2年度分及び令和3年度分の軽課に係る規定、第2項から次ページ第4号までを追加するものでございます。

続いて、11ページ、第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、第16条の改正に伴い、種別割の判断等の取り扱いに係る規定を追加するものでございます。

続きまして12ページ、第24条は個人の町民税の非課税の範囲に関する規定で、法改正に伴い、令和3年度分から非課税の対象に単身児童扶養者を追加するものでございます。

続いて、附則ですが、第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、法改正に伴い、令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気軽自動

車等に限定する規定を追加するものでございます。

続いて、13ページ、第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、第16条の改正に伴い、引用項を改めるものでございます。

続きまして、14ページ、改正附則でございます。

第1条は施行期日を規定するものでございます。6月1日以後記載の施行日となります。

第2条から、16ページ第4条までは、町民税に関する経過措置を規定するものでございます。16ページ下段の第5条及び第6条は軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第30号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第30号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程7 議案第31号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第31号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、国民健康保険税の算定における資産割の廃止、及び地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第31号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正の主な内容を申し上げます。1点目は、国民健康保険税の賦課方式の見直しでございます。現行の賦課方式につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割で構成される4方式ですが、このうちの資産割を廃止し、北海道で示した標準的な賦課方式である3方式とするものでございます。

2点目は、地方税法の改正に伴う国民健康保険税課税限度額の見直しでございます。国民健康保険の被保険者間の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税分の課税限度額を3万円引き上げて、合計で上限額現行93万円を改正後96万円とするものでございます。

3点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では一定の所得以下であると、応益割である均等割と平等割につきまして、7割、5割、2割の軽減措置を受けられますが、地方税法の改正に伴い、5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者に対する保険税減額の対象世帯を拡大するものでございます。

それでは、別途配布しました議案第31号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前でございます。アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

1ページでございます。第2条第2項は基礎課税額の規定で、資産割を廃止し限度額を58万円から61万円に改正するものでございます。この改正により、

基礎課税分の限度額世帯数は84世帯で、改正前と比較しまして3世帯の減となっております。次の第3項は後期高齢者支援金等課税額の規定、次の第4項は介護納付金課税額の規定で、いずれも資産割の廃止に伴い、文言を削除するものでございます。

続きまして、第4条は基礎課税額に係る資産割額の規定で資産割の廃止に伴い、削除するものでございます。次ページにまいります。

第8条の後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額の規定と第12条の介護納付金課税額に係る資産割額の規定につきましても、第4条と同様に、資産割の廃止に伴いまして削除するものでございます。

続きまして、第26条は国民健康保険税の減額の規定でございます。第1項では、第2条と同様に限度額を改めるものでございます。続きまして、第2号は5割軽減基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、現行の27万5,000円から28万円に引き上げるものでございます。この改正により、5割軽減の対象世帯数は170世帯で、改正前と比較しまして5世帯の増となっております。次ページにまいります。第3号は2割軽減の基準の改正でございます。2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、現行の50万円から51万円に引き上げるものでございます。この改正により2割軽減の対象世帯数は140世帯で、改正前と比較しまして1世帯の増となっております。次ページになります。

最後に附則でございます。第1項は施行期日の規定です。この条例は公布の日から施行する。第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第31号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第32号 財産の処分についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第32号 財産の処分につきましては、南幌工業団地、工業用地の一部を分譲するため本案を提案するものです。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第32号 財産の処分について御説明申し上げます。次ページをごらんください。

1 処分の目的、南幌工業団地、工業用地分譲。2 処分する財産、別途配布しております議案第32号資料の南幌工業団地区画図をごらんいただきたいと思います。太枠部分の①から③の3筆が分譲予定地で、所在地は空知郡南幌町759番地40、同じく759番地41、同じく759番地42、地目は宅地、面積は算出合計して6万4,068.01平方メートルでございます。3 処分の方法 随意契約によるものとし、本件につきましては今月14日に仮契約を行い、本案議

決後の30日、本契約の運びとなっております。4処分予定価格は1億7,000万円。5契約の相手方は、建設機械、運搬機械などの販売及びレンタルリース業を行っております、埼玉県草加市弁天5丁目33番25号 日立建機日本株式会社、代表取締役は榎本 一夫氏でございます。事業の予定はスーパーハウス、建設機械などのレンタルリース業を行うこととなっております。以上で、議案第32号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 財産の処分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案可決することに決定をいたしました。

●日程9 発議第5号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 議 長 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案の通り承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程10 発議第6号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局 議 長 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程11 発議第7号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時15分)